

建設産業常任委員会

1 開 議 平成27年12月16日(水) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第100号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第101号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第99号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第104号 道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について

日程第5 議案第105号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定について

日程第6 議案第106号 大田原市交流促進センター若杉山荘の指定管理者の指定について

日程第7 議案第107号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定について

日程第8 議案第108号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定について

日程第9 建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	大豆生田春美	出席
委員	鈴木央	出席
	櫻井潤一郎	出席
	深澤賢市	出席
	高野礼子	出席
当局	産業振興部長 佐藤芳昭	出席
	建設部長 秋元一彦	出席
	農政課長 後藤一也	出席
	農林整備課長 村越雄二	出席
	商工観光課長 菊岡政明	出席
	道路維持課長 内田耕一	出席
事務局	菊池康弘	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業
常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤産業振興部長、秋元建設部長、後藤農政課長、村越農林整備課長、菊岡商工観光
課長、内田道路維持課長です。

◎議案第100号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第100号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし
ます。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（秋元一彦君） それでは、議案第100号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定
についてご説明申し上げます。

担当課長の道路維持課長が来ておりますので、課長のほうからご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 道路維持課長。

○道路維持課長（内田耕一君） それでは、私のほうから議案第100号 大田原市道路占用料条例の一部を改
正する条例の制定についてご説明させていただきます。資料は39ページからとなっておりますが、43ペー
ジをごらんください。

今回の改正ですが、道路法及び道路法施行令並びに栃木県道路占用料徴収条例の改正に準じ、関係部分
を改正するものであります。詳細につきましては、44ページの新旧対照表で説明させていただきますので、
44ページをお開きください。

今回の条文中の改正項目であります。考え方は道路法及び道路法施行令の改正により、国の行う事業
における占用については、占用料金全てが免除となっております。本則中、第2条で削除されます、法第35条
の規定といたしますのは、道路法第35条でございます。これは国の行う道路の占用の特例という項目でござ
います。今まで同意があれば徴収ができることとなっている国の占用物件の項目、これが全て免除という
形になっておりますので、条文への記載の必要がなくなった分、この部分を今回の条文改正の中で削除さ
せていただいております。「又は同意し」という形で書いてある部分というのが国の制度というところを
意味しているということになりますので、その部分を削除。それと、あわせまして、文節を書いてあると
いうようなところでございます。

条文の改正につきましては、3カ所の削除、それと文節を1カ所の訂正という形になっております。

そのほか、別表中の占用料の金額の改定がなされております。この占用料の金額につきましては、国、県における占用料の額を用いております。占用料の額は、民間における地価から算定されておまして、おおむね3年に1度の割合で料金の見直しが行われているものであります。

以上で改正内容の説明は終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高野委員。

○委員（高野礼子君） 一つだけ質問させていただきます。

これは国、県の条例ということで、改正法ということで決まっているという中で、金額等を見てもみますと、この電柱の部分につきまして、1本につき560円が360円になったということに関しては、これは東日本大震災の影響というふうに見てもよろしいのか、お尋ねします。

○委員長（菊池久光君） 道路維持課長。

○道路維持課長（内田耕一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

金額の経緯ですが、基本は、先ほどちょっと説明しましたように地価を基準としているという形が基本となっております。細かく言いますと地価に使用料、要は民間のほうの賃貸料の平均、それを掛けて単価を出しているということですので、一番多いのは地価の下落ということが大きいということなのですが、実は今回、単価の改正と合わせまして、今まで甲乙丙という3つの区分だったものが5つに細分化されております。今まで大田原市は、甲乙丙のうちの乙という真ん中だったのですが、今回の改正で5つに分かれまして、第4級という形で、下から2番目のところになるということがございます。それに関しましても、やはり全体の平均の中で、一番真ん中から一つ下にあるということも原因であろうかということで考えております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第100号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第101号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第2、議案第101号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（秋元一彦君） それでは、議案第101号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、担当の道路維持課長から説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 道路維持課長。

○道路維持課長（内田耕一君） それでは、私のほうから議案第101号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

資料の48ページからでございます。説明のほうは50ページからさせていただきたいと思いますので、50ページを見ていただきたいと思います。

大田原市道路占用料条例の改定に伴いまして、法定外公共物につきましても市道に準じた使用料とするため、関係部分を改正するものでございます。改正内容は、別表中の使用料金額が占用料条例に準じた金額として改正となっております。新旧対照表は51ページからでございます。金額の変更という形になります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 1点お伺いします。

これは先ほどと同じような発想でよろしいのですよね。要は地価が下落したから価格が下がったというのと、あとは、評価3段階から5段階、先ほどありましたけれども、これは同じような感じなのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 道路維持課長。

○道路維持課長（内田耕一君） ただいまの質疑にお答えいたします。

基本的は、国、県に準じてということですので、同じ考え方ということでございます。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第101号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第101号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第99号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第3、議案第99号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 議案第99号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、担当でございます農政課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 農政課長。

○農政課長（後藤一也君） それでは、議案書の35ページ、議案第99号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、電気自動車の普及促進を図るとともに、道の駅那須与一の郷の利用者の利便性の向上を図るとともに、道の駅に電気自動車の急速充電器1基を設置することに伴いまして、大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

電気自動車の急速充電器につきましては、環境に優しい電気自動車等の普及を促進することを目的に、平成25年に県が策定したEV・PHV充電インフラ整備ビジョンに基づきまして、県内の各自治体の道の駅等に設置を進めているところでございます。

使用料の徴収につきましては、受益者負担の原則で有料にしまして、他市町の有料施設の使用等を考慮いたしまして、1回の使用料を500円としております。

具体的な改正内容についてご説明を申し上げますので、38ページの新旧対照表をごらんください。初めに、第6条でございますけれども、この第6条において規定している施設の使用の許可につきましては、充電には課金装置付きの急速充電器を使用しまして、申請を必要としないということから、電気自動車用の急速充電器の使用につきましては、この限りでないと、ただし書きを付してございます。

次に、第12条でございますけれども、第12条において規定しています使用料の減免につきましても急速充電器の使用料には適用しないということから、電気自動車用急速充電器の使用料については、この限りでないとただし書きを付してございます。

最後に、使用料に関する別表の改正でございますけれども、研修室の項の次に電気自動車用急速充電器の項を加えまして、使用料を1回500円といたしました。

また、附則としまして、改正条例の施行の日は、電気自動車用急速充電器の供用の開始と合わせることで、平成28年2月1日としてございます。

以上、簡単ですけれども、議案第99号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 2点お伺いします。

まず、今回2月1日からスタートするということなのですが、1回に充電できる台数というのですか、コンセントの数、1回に充電できるわけですよね。そうすると、一遍に何台の車が……

（「1台」と言う人あり）

○委員（鈴木 央君） あと、金額は500円ということで、類似の施設からということで算出されたのでしょうか、その根拠を改めて、ちょっと細かくご説明いただければ。

○委員長（菊池久光君） 農政課長。

○農政課長（後藤一也君） 1回500円の根拠ということによろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○農政課長（後藤一也君） 確かに有料としているところと無料としているところがございます。県内の使用状況を見ますというと、道の駅に設置が多いのでございますけれども、無料としているところも……。少々お待ちください。道の駅への設置が多いようでございますけれども、大体3分の1ぐらいが無料にしております、3分の2が有料としていまして、その金額が500円から510円というところがございます、大田原市においては、先ほど申し上げましたように受益者負担の原則から500円を徴収しようということがございます。1回の充電に2時間ほどかかるのですけれども、ごめんなさい。失礼いたしました。急速充電器ですので、30分ということで、1台の車に対して1つのコンセントでございます。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） コンセントの数は1つということですから、利用者が使っているときは、30分の間は使えないわけですね。わかりました。

あと、500円、これはもちろん他の有料の施設の金額を参考に出されたということなのですが、その妥当性、要は費用対効果というのですか、500円の充電で利用するということは、利用者にとって、それなりのメリットを感じる部分なののでしょうか、実際。無料のところもあるわけですよね。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 料金の関係でございますけれども、500円としたのは、ただいま農政課長のほうからご説明したとおり、近隣市町とのバランスをとってということでございますけれども、この施設、電気料だけで、計算上は現在230円でございます。充電に30分かかるわけですが、電気料だけで230円、それ以外に当然設備費がございますので、案内板とか、もろもろ含めると、770万円程度かかる見込みとなっております。その流れで、あとランニングコストを考えますと、計算上は500円では減価償却はできないわけですが、これは電気自動車の普及促進、それから近隣市町村との均衡、行ったところによって料金が大きく違うというのも、利用者にとっては、決して使いやすいことではありませんので、おおむね500円ぐらいが中心ですので、それに合わせて500円としたということでございます。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第99号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第104号 道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第4、議案第104号 道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） それでは、議案第104号 道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

道の駅那須与一の郷の指定管理につきましては、本議案のご理解を深めていただくために、まず私からこれまでの経緯、概要につきましてご説明を申し上げます。

本施設につきましては、用地費を含めて約13億9,500万円を投資いたしまして、平成16年4月にオープンした施設であります。情報館、加工・物産館、農産物直売館、レストラン館の4棟は、地域の農業振興を目的に農水省の補助を受けて建設をいたしました。また、トイレ、駐車場、外構等につきましては、道路施設としての位置づけでございまして、一部は県が3億1,500万円を支出して建設されたものでございます。その後、平成19年度に与一伝承館2棟を建設いたしましたが、こちらは文化施設ということで、教育部の文化振興課が直営により運営しておりますので、同一敷地内にある施設ではありますが、管理上は別の施設として位置づけております。その後、平成24年度には、駐車場の増設を行いまして、現在に至っております。

道の駅那須与一の郷の管理運営につきましては、設立当初の平成16年度から平成24年度までは、公募ではなく、指名等により財団法人大田原市農業公社が指定管理により委託を受けておりました。その間、支配人等実質的な責任者といたしまして、東武百貨店から人材の派遣を受けたり、あるいは民間人を登用して運営してまいりましたほか、市の職員2名を、係長と係員クラスでございまして、これを派遣して運営に当たっておりました。

運営費用につきましては、人件費を含む運営費補助金と指定管理料を合わせて、年度によって異なりますが、ここ近年ですと、1,800万円から2,600万円程度、これを一般会計から支出しておりましたが、市からの補助金、それから指定管理料を差し引きますと、実質的には1,400万円から2,100万円程度の赤字の運営ということでございまして、平成16年度の設立当初、これはある程度公費をつぎ込むというのも、これはやむを得ないかと思っておりますけれども、平成25年度までの9年間で1億数千万、これを支出していた施設でございます。

その後、平成25年度から財団法人大田原市農業公社が収益事業を行うことができない公益財団法人に移行することとなったために指定期間の満了前ではありましたが、受託を辞退することとなったため、新たな指定管理者を選定することとなりました。

そもそも指定管理制度というのは、民にできることは民でと、その考え方に基きまして、民間企業のノウハウを生かしたサービスの向上、経費の削減、機動的な内容を図るために改正された制度でございまして、この運用に当たりましては、その施設の特徴や位置づけにより、どのような形で指定管理を行わせるのか、内部でよく協議、検討した上で選定することが求められております。

道の駅那須与一の郷につきましては、地域の農業振興を図りながら、民間企業の創意工夫により運営を行うことに最も適した施設であると判断をいたしまして、広く民間組織を対象として公募により、新たな指定管理者を募集いたしました。

その結果、現指定管理者でございます、八百屋蔵人共同事業体、このほかに4社からの応募があり、今回の手順とほぼ同様な手順をとりまして、庁内で審査を経て、議会のご議決を受けたわけでございますが、現指定管理者が選定された最大のポイント、これにつきましては、指定管理料は不要であるという事業計画でございました。

本来、事業を行うのであれば、自分で設備投資をして、その分も回収しながら事業を行っていくわけでございますが、この道の駅につきましては、設備投資は不要な分、年間の施設使用料、これは指定管理者が市に払うものですが、使用料900万円、これを払っても売り上げによる利益で十分運営ができるという計画でございました。

募集要項の中では、指定管理料は3年で3,600万円を限度として払いますよということで提示をしておりましたので、他の応募者につきましては、金額の差はあるものの、この指定管理料を要望しておったものでございます。これによりまして、それまで市が負担しておりました、年間で1,800万円から2,000万円程度の持ち出し、これが不要になったわけでございます。逆に市の負担はゼロになって、900万円が毎年経常的に入ってくると、持ち出しから収益に変わったということでございます。

しかし、市といたしましても、初めての民間企業、団体に委託するわけでございますので、様子を見るという観点から、農業公社の場合は指定期間が5年でございましたが、3年ということで公募しておりました。また、指定管理の業務が開始された後も、特に留意して定期的に報告を求め、運営状況を監視しておりましたが、金田地区を中心に農業の振興を図りながら、指定管理の創意工夫により順調に売り上げを伸ばしまして、初年度は若干の、40万円程度の赤字ではございましたが、2期目であります、平成26年度には258万5,000円の利益を上げております。

なお、本施設につきましては、指定管理者から施設の使用料、先ほどご説明いたしました、900万円でございますが、これは徴収いたしますが、その施設を使うに当たって利用料を徴収する施設ではございません。例えば温水プールとか、貸し館業務をやっているところとか、公園の貸し出しとか、そういうものではありませんので、利用料を徴収する施設ではありませんので、利用料金制度等の概念、規定は該当しない施設でございます。一部、研修室につきましては、使用料を徴収して貸し出すことも可能でございますが、こちらにつきましては、運用上、余り貸し出しはしておりませんので、実績はございません。もしあった場合でも、この事務につきましては、市が直接行っておりまして、使用料についても市の歳入としております。

なお、9日の本会議におきまして、千保議員からのご質問にお答えしましたとおり、今回申請のありました、株式会社八百屋蔵人は、現指定管理者であります、八百屋蔵人共同事業体、これが法人化した団体ではなく、現在の共同事業体を構成する3つの法人のうちの一つでございます。株式会社八百屋蔵人は、主に共同事業体が行う道の駅の管理運営業務を担う位置づけとなっておりますので、現指定管理者の実績が経営主体という形ではございます。

また、八百屋蔵人共同事業体の当初の構成団体は、有限会社セコー、これは大田原市等におきましてモ

スパーガーを経営している会社でございます。それと、土木建設業であります、株式会社大建工業、この2社でございましたが、指定管理の受託開始から約1年後の平成26年4月30日に共同事業体より道の駅の管理運営を主体的に行う法人を設立して、共同事業体に参加をさせたいとの申請を受けまして、株式会社八百屋蔵人を指定管理に係る基本協定の規定に基づき市長専決処分により、平成26年5月13日付で、この共同企業体への参加の承認をしております。

ちなみに基本協定の中で、共同事業体に新たな新規の構成団体が加入すると、この場合につきましては、共同事業体の増強につながり、基本的な共同事業体の性格に影響を及ぼす可能性が低いというものと考えられますので、市長の承認のみを必要とした一方で、脱退、あるいは除名、これにつきましては、経営体の組織として弱くなるということがございますので、経営条件が大きく異なる可能性もあるということで、再議決要件ということで定めておりました。

そのような形で承認をしたわけでございますが、しかしながらこの共同事業体につきましては、有限責任事業組合に関する法律というものがございまして、この第58条で、構成員等に変更があった場合には、その変更は構成員がふえたよ、減ったよでいうと、登記をしなければならないというふうに定めております。しかし、今回の共同事業体の登記簿を取り寄せたところ、株式会社八百屋蔵人につきましては、登記漏れであるということが確認されました。こちらにつきましては、関係者に事情聴取をしましたところ、業務が忙しかったために失念をしてしまったということで、私どものほうで早急に手続をとるよう指導したところでございます。

一方、今回の株式会社八百屋蔵人による指定管理におきまして、新年度からの指定管理の件でございますが、今回の株式会社八百屋蔵人による指定申請におきまして、申請書の提出段階では、役員が代表取締役の小沼慶一、それから取締役が角田修一及び佐藤常夫の3名でございましたが、千保議員のご指摘を受けまして確認をしたところ、取締役の2名につきましては、本年11月13日に辞任していることを確認いたしました。

その件を受けまして、確認いたしました。12月11日、八百屋蔵人共同事業体及び株式会社八百屋蔵人の両方から役員の変更について、報告がくれた旨の理由書とともに役員会議の報告を受けております。

以上、私から道の駅の指定管理に関する経過、各種事業につきましてご説明を申し上げました。議案第104号の説明につきましては、担当でございます農政課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 農政課長。

○農政課長（後藤一也君） それでは、私のほうから議案書102ページ、議案第104号 道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。ただいま部長の説明と重なる点があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

道の駅那須与一の郷におけます指定管理者の指定につきましては、現指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了となります。したがって、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めます。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、道の駅那須与一の郷、大田原市南金丸1584番地6でございます。

2、指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、株式会社八百屋蔵人、代表取締役、小沼慶一、大田原市浅香1丁目10番43号であります。

3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

選定の経過を申し上げますと、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、大田原市の公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例及び大田原市指定管理者制度運用指針に基づきまして、引き続き指定管理者による管理を行う者として、同条例第2条の規定に基づきまして公募したところでございます。

公募につきましては、市の広報、8月1日号でございますけれども、市の広報と市のホームページに掲載して周知をいたしました。周知期間は8月1日から8月12日でありまして、8月12日には現地説明会を実施いたしました。現地説明会には、株式会社八百屋蔵人を含む3社が出席してまいりましたが、1社は法人格を持たない団体でございまして、もう一社は本市に事業所を持たない団体であったということでございまして、その結果、株式会社八百屋蔵人1社だけの応募となったということでございます。

平成27年10月20日に開催されました、大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、タブレットの補助資料でいいますと、104ページから124ページに掲載されております、資料の審査及びヒアリングを実施したわけでございますけれども、審査の方法につきましては、まず担当の農政課のほうから施設の概要、公募の理由等を説明申し上げまして、質疑を受けました。

その後で、応募者であります株式会社八百屋蔵人の説明、質疑を行いまして、9名の審査員の採点が行われたわけでございます。大田原市指定管理者制度運用指針に基づきまして、選定基準表により採点が行われた結果、126ページのとおり株式会社八百屋蔵人が候補者として決定したところでございます。

ヒアリングでは、地元の農産物の割合、それからイベント開催に当たっての創意工夫、あるいは利用者ニーズの把握方法等についての質疑が行われ、前向きな姿勢と実績が評価され、候補者として決定したように考えております。

なお、申請書でわかりづらいと思われる点について若干の説明を申し上げたいと思います。まず、108ページでございますけれども、108ページには管理実績及び運営状況が記載してございますけれども、この中段の職場別売り上げの中のその他の収入というところがございまして、このその他の収入というのは、基本的には収入というのは、レジを通した収入で計算しておりますけれども、このその他の収入はレジを通さない、一般的には外販と言われておりますが、例えば仮設のテントとか、特設のテントなどでの販売収入等でございます。

それから、110ページになりますけれども、ここには利用促進及び利用拡大に向けた取り組みとして、イベントの開催等を掲載しておりますが、4月の春まつりですか、それから3月のひなまつりまで、年間という二十数回、20回を超えるイベントを計画してございます。

それから、113ページでございますけれども、下段の(5)販売料金が提案された収支計画の収入が、販売料金が提案された収支計画の収入を上回った場合の市への還元などが掲載されてございます。

なお、128ページから管理運営業務の仮協議協定書が記載されておりますけれども、こちらにつきましては、議会に提出する前の業務内容等を確定させておく必要があるということで、締結してございます。

132ページのところは日付が空欄になってございますが、道の駅那須与一の郷につきましては、部長の説明にもありましたように指定管理料を払っていないというようなことでございまして、債務負担行為とい

うことではございませんので、仮基本協定の締結の決裁日であります、11月6日をもって締結してまいります。

それから、133ページには、リスク分担表が掲載してございます。概して施設の運営に伴う日常的な補修、あるいは修理、修繕等は指定管理者が負担するが、1件50万円を超えるような場合には市が負担するというものになっております。

説明は、簡単ですが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 先ほど部長からご説明ありましたが、登記がおくれた理由と、そしてその説明があったという、それは文書で説明があったということですか、その登記は。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 私どもが登記簿を取り寄せた結果、株式会社八百屋蔵人が記載されていないことを確認しましたので、代表者であります、小沼慶一氏に私が確認をいたしまして、入っていないのですけれども、どういうことですかという確認をいたしました。その結果、ご本人も多分、失念していたということですから、指摘されて、初めて気づいたということございまして、早急に対応するよというところで申した次第でございます。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） 高野委員。

○委員（高野礼子君） ただいま執行部の説明は詳細に受けました。理解できる部分は、今まで指名でやられていた、農業公社等々の職員が、また市の職員が2名ついていたにもかかわらず、一般会計からのほうの持ち出しというものが1,400万円から2,000万円近い持ち出しがあったという中で、今、株式会社八百屋蔵人さんの選定理由について実績があったためと聞いておりますが、もう一度、その実績、内容について、改めて説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 農政課長。

○農政課長（後藤一也君） それでは、ただいまの質問に対してお答えいたします。

平成25年度におきましては、売り上げが4億2,800万円からございました。平成26年度におきましては、売り上げで4億6,700万円ということでございまして、お客さんの入り込み数もふえてございまして、農業公社時代に年間30万人から29万、20万の後半ですね、29万から30万で推移していたわけですけれども、平成25年、平成26年と八百屋蔵人にかわりまして、30万を超える37万4,000人、それから平成26年度におきましては40万人を超えている、これはレジ通過者の数でございますけれども、そういった実績になってございます。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 役員のお二人、この指定管理者と決定になった後におやめになっているのですが、このやめた理由というのは、何なのかというのが、とても気になるところで、なぜこのときなのかという部分と、このお二人の役員がやめられたのは、なぜ報告がなされなかったのかをお伺いしたいと思

ます。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 役員の辞任した理由でございますが、これにつきましては、やめられたお二人、ご本人の個人的な事情というふうにお伺いしております。

それから、時期につきましては、たまたま関係者の話し合いの結果ということではございますけれども、報告がおくれたということにつきましては、この役員の変更について、条例、規則、あるいは要綱等で定めておりません。定めていないので、特に重要事項ではないだろうという判断であったのかと思います。確かに届け出事項にはなっておりませんので、法律的にも出せという形にはなりません、ただここで指定管理者の選定中でありますので、何らかの形でご報告はいただけるべきものであるというふうには考えております。ただ、これにつきましては、役員がかわったと、減ったということにつきましては、法律上の問題はないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 今のご説明で、この時期に2人の方が退任した理由について、より詳細な説明はなかったというふうに、要はその文書というのですか、決まりの中で、それについての文言はなかったからというふうにお聞きしているのが1点と、それと今回申請のとき出された、いろいろな書類のほうを出していただいています。その中には、これは役員報酬もあります。役員報酬に関していうと、例えば3人の役員の方が申請時において、どれぐらいの構成で役員賞与を受け取っていたかなんていうのは、これはわからないことなのですけれども、申請後に2人が退任されたということは、それぞれの金額は変更要素になるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

3人から2人に減ったということに関して、ちょっとこれは私勘違いしていたら申しわけないですけども、部長のご説明ですと、今回の申請を要請する中に、その文言というか、例えば報告義務であるとか、もしくは新たに事業がスタートする場合、要は申請時の内容を変更することはできないとか、そういったものはないから、それについては問題がないというふうに理解したのが1点と、それと今回9月、申請書の段階において、いろいろな人件費、売り上げ、いろいろなものが細目上がっています。その中で役員報酬も書いてあるのですけれども、3人の役員が2人に減ったということによると、この部分の変更というか、変更要素になり得るかどうか。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 指定管理者の募集に当たりまして、役員が変更になるということは想定はしていなかったというのが一つございます。

それと、株式会社でも有限会社でも同じなのですけれども、代表者の変更というのは、これはまた事情は別ですけども、役員の変更ということにつきましては、通常どこの会社でもある話ですので、今回役員が変更になったということについて、やはり申請時のタイミング的な問題はございますけれども、法律上の問題はないと。これにつきましては、顧問弁護士等につきましても確認をしております。ただ、こういう指定管理者の指定申請という、こういうタイミングでございますので、これはきちんと届けを出してもらって、役員がかわったということを議会にご報告した上で、それで審議をしていただくということで

あれば問題ないというふうに顧問弁護士の見解ということで聞いております。

それから、役員報酬の件でございますけれども、当初これは申請当時は、やはり3人ということでしたので、3人分の役員報酬ということでございますので、単純に1人当たりの計算をしますと、三百三、四十万円ぐらいの役員報酬ということでございますから、特に高い金額というふうには認識しておりません。この役員報酬の分配につきましても、2人が幾らというものについては、これは組織の任意でございますので、私どもは関知しないところではございますが、ただ確認しましたところ、役員が1人であれば、これはさすがに高いだろうと、当然減らすべきだというふうには考えておりますが、ただ現在が1人ということでありまして、今後新たな取締役を設置するという事も検討しているのです、計画としては、このまままでお願いしたいという、そういう調査結果でございます。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） 深澤委員。

○委員（深澤賢市君） 指名選考委員に関しては、これは明らかにできないのですか。八百屋蔵人さんを指名した選考委員という方がいますよね。市の職員と、あと民間の有識者3名、これはどうですか。

（「少々お待ちください」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 失礼いたしました。指定管理者の選定委員会の設置規則、これがございまして、その中で委員長には副市長、副委員長には総合政策部長をもって充て、そのほかの委員につきましては、財務部長、保健福祉部長、市民生活部長、私、産業振興部長、建設部長、水道部長、教育部長ということで定めておりますので、このメンバーで審議をさせていただいております。

○委員長（菊池久光君） 深澤委員。

○委員（深澤賢市君） ということは、この前、副市長の説明によれば、一応市職員が3名という報告だったのですよね。それと、有識者3名、計6名で選考するという言い方だったと思うのですけれども。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） それは恐らく市庁舎の建設の検討委員会だと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 深澤委員。

○委員（深澤賢市君） ちょっと勘違いしました。失礼しました。

○委員長（菊池久光君） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎君） 私からは、平成25年度から農業公社から民間の会社、八百屋蔵人共同事業体に指定管理が変更になりまして、収益が、かなり改善されてきたものと見てきたのですが、改善された点、これにつきまして、実績を踏まえてご回答いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 農政課長。

○農政課長（後藤一也君） 先ほど申し上げましたように農業公社時代と現在と比べまして、大きく改善された点というのは、売り上げが相当に伸びているという点、それから公社時代も呼び込みのための観光会社等との連絡調整は図っていたのですが、今の管理者にかわってから、特にパイプといいますか、観光会社等との連絡、バスの誘致などがふえたということも聞いておりまして、相当数の観光客の入り込みが多

いということでの改善、もう一つは、先ほど部長から話がありましたように、指定管理料を受けていないにもかかわらず収益を出しているという点で、最小数の人数でやっていらっしゃるということでございます。地域への還元なども考えながらイベントですね、数につきましても、公社時代とは、数的にはそれほど変わっていないのですが、中身を改善させたりして集客に努めているということでございます。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 私のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。

現指定管理者になりましたから、ただいま農政課長が申し述べましたように、いろいろな取り組みをしているようですが、それ以外にも、例えばキッチンカー、これを取り入れまして、いろいろなイベントに車ごと行って、そこで販売すると。それから、東武デパート、こちらは農業公社時代からも東武デパートの一面にコーナーを設けさせていただいていたのですけれども、その商品の品ぞろえなどを充実させるというようなことがございます。その他いろいろ指定管理者の、民間企業のノウハウを生かしまして、売り上げ増を図っております。例えば平成24年と平成25年、農業公社から現在の指定管理者になったのです。こちらですと、約3,500万円、それから翌年につきましては、さらにプラス4,500万円ですか、2年間で売り上げだけでも数千万円を伸ばしている。今年度につきましても、まだ半ばではございますけれども、ほぼ昨年と同程度の売り上げ、利益を上げる見込みというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎君） 民間の会社は、そういった企業努力をしまして、創意工夫をして売り上げ増につながるというところで、今後ぜひ期待をしてよろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 資本金が50万円ということで、ちょっと少ないのかなと、金額からするとですね。そういうことで判断してはいけないのかもしれないのですけれども、そのように感じて、今後大丈夫なのか、経営状況の安定は見込めるのかということをやっと心配しているのですけれども、その点はいかがでしょう。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） お答えいたします。

資本金というのは、いわゆる事業を始める元手でございますので、例えば何か大きな設備投資をしたり、いきなり大きな事業をしようということであると、当然当初の運転資金が必要ですから、大きな資金が必要になってございますが、この株式会社八百屋蔵人につきましては、道の駅の運營業務ということでございます。既に今現在回っている事業でございますし、設備投資があるわけではございませんので、極端な話、今、会社法等が整備されまして、資本金が1円でも会社が設置できる状況でございます。資本金というのは、以前は資本金というものが、その会社の信用度のバロメーターになっていたわけですが、現在は、資本金につきましては、これを無視するというわけではございませんけれども、むしろ資本金よりも、その経営者の事業のノウハウ、あるいは人を見たり、手法を見たり、実績を見たり、これが重要な要素となっております。会社法等が改正された背景の一つも、その資本金ではなくて、その会社の実

質的な経営者のノウハウによって会社の設立がしやすくなったり、意思決定が早く、運営がしやすかったりするような、そういう趣旨も踏まえて会社法が改正されたこと等もごございます。ですので、資本金の大小と現在の管理運営という業務であれば、これは別な事業をやるということでは、また別な話にはなりませんが、現在の管理運營業務ということであれば、資本金50万円は十分な金額だというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） いろいろ詳しく説明していただいているのですが、まだまだ聞きたい部分というのは多くあると思いますし、また担当課のほうで答えにくい部分、わからない部分というものがあるのではないかなというふうに思っていて、もし可能であるならば、もう一度、あした、ご本人に来ていただいて、直接質問させていただいて、詳しく説明をいただければと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（菊池久光君） ただいま大豆生田委員のほうから、さらに詳しく審議がしたいというお話がありまして、あすご本人を、もし可能であればお呼びしてというような内容のお話がありましたが、この対応については、委員の皆様、いかがでしょうか。また、執行部においては、それは可能かどうか、お伺いしたいと思います。

高野委員。

○委員（高野礼子君） 今、大豆生田委員の発言に賛成したいと思います。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 今のお話ですと、あしたご本人を説明を聞いてから、結論という言い方はおかしいですけれども、可否を決するという事で理解しました。結構です。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

それでは、あすご本人のほうの出席が可能かどうか、そちらを執行部のほうで確認を願います。あす再度、委員開会のほうを開催したいと思います。

（「暫時休憩」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 暫時休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時01分 再開

○委員長（菊池久光君） それでは、委員会を再開いたします。

先ほど大豆生田委員のほうからございました、あすもう一度、委員会を開いたらどうかということでしたが、その件に関して採決を求めます。

あす再度、委員会を開くことに異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) それでは、あす再度委員会を開催することにいたします。

参考人につきましては、事務局のほうで確認をとっていただいて、議長のほうから連絡があれば可能ではないかという形になっておりますので、あす10時から開会という形にさせていただきます。

鈴木委員。

○委員(鈴木 央君) まず、あした10時からというのは結構です。あした来ても来なくても朝10時、この議案第104号については行うということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長(菊池久光君) はい。

○委員(鈴木 央君) もう一点が、来ない場合、本人の詳細な説明が求められないですから、そうしますと、先ほど大豆生田委員がおっしゃったように、この件につきましては、より詳細な説明というのが、議会全体に対して必要だと私思っているのですよ、実際のところ。来ない場合の取り扱いというのは非常に難しくなる点もあると思うのですけれども、そういった点も含めて、あした再度行うというふうに理解してよろしいですか。来ない場合も行うということで、来ない場合だと、より詳細な説明が行われないわけですから、この議案第104号に関しては、その段階で、また取り扱いについては、いろいろ討議されると思うのですけれども、そんなふうに理解してよろしいですか。

○委員長(菊池久光君) 結構です。また、きょう質疑があれば、まだ出していただいても結構です。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) それでは、この議案第104号につきましては、あす再度10時から第1会議室で開催するという形で行います。

◎議案第105号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定について

○委員長(菊池久光君) 次に、日程第5、議案第105号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長(佐藤芳昭君) 議案第105号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定につきましては、担当であります農政課長よりご説明を申し上げます。

○委員長(菊池久光君) 農政課長。

○農政課長(後藤一也君) それでは、議案書135ページ、議案第105号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

大田原市水遊園直売所における指定管理者の指定につきましては、現指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了となるために同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、大田原市水遊園直売所、大田原市佐良

土2686番地であります。

2、指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、特定非営利活動法人キャリアコーチ、理事長、高木義博、大田原市加治屋83番地361であります。

3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

選定の経過を申し上げます。指定管理者の候補者の選定に当たりましては、大田原市の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例及び大田原市指定管理者制度運用指針に基づきまして、引き続き指定管理者による指定を行うものとして、同条第2条の規定に基づき公募したところでございます。公募は、市の広報8月1日号でございますけれども、それと市のホームページに掲載して周知をいたしました。周知期間は、8月1日から8月12日でありまして、8月12日に現地説明会を実施いたしました。説明会には現指定管理者でもあります、特定非営利活動法人キャリアコーチ1社だけの参加でございまして、応募もキャリアコーチ1社という状況でございます。

平成27年10月20日に開催されました、大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、タブレットの資料137ページから155ページに掲載しております、資料の審査及びヒアリングを実施いたしまして、選定基準表により採点が行われた結果、157ページのとおり特定非営利活動法人キャリアコーチが指定管理者の候補者として決定したところでございます。

なお、159ページから管理運営業務の仮基本協定書が掲載されてございますけれども、これは議会に提出する前に業務内容等をあらかじめ確定させておく必要があるということで、163ページには日付が空欄になってございますけれども、こちらにつきましても、仮基本協定の締結の決裁日であります11月6日で締結してございます。こちらにつきましても指定管理料がないということでの措置でございます。

また、164ページには、リスク分担表が掲載されてございます。概して施設の根幹に係る補修等は市の負担といたしまして、運営上生ずる軽易な補修等は指定管理者が行うということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第105号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第105号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時12分 再開

○委員長（菊池久光君） それでは、会議を再開いたします。

まず初めに、先ほどの議案第104号について、参考人を出席させていただきたい旨の内容なのですが、この件につきましては、ご本人のほうに確認とれまして、文書があれば出席が可能ですということですので、私のほうから議長名で文書を通知しまして、出席していただく方向で進めております。

◎議案第106号 大田原市交流促進センター若杉山荘の指定管理者の指定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第6、議案第106号 大田原市交流促進センター若杉山荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 議案第106号 大田原市交流促進センター若杉山荘の指定管理者の指定につきましては、担当であります農林整備課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 農林整備課長。

○農林整備課長（村越雄二君） それでは、議案書165ページ、議案第106号 大田原市交流促進センター若杉山荘の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

大田原市交流促進センター若杉山荘は、平成5年に都市住民と農村との交流施設として建設され、運営されてまいりましたが、平成25年4月1日から指定管理者による管理運営を行うため、平成24年9月市議会定例会におきまして、指定管理者が管理することができるよう大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、指定管理者による管理運営を行っております。現指定管理者の指定期間満了後の平成28年4月1日以降も引き続き指定管理者による管理運営を行うため、改めまして指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、名称が大田原市交流促進センター若杉山荘、所在地が大田原市大輪675番地22であります。

2、指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、名称及び代表者が特定非営利活動法人キャリアコーチ、理事長、高木義博であります。団体の所在地は、大田原市加治屋83番地361であります。

3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

選定の経過について申し上げます。指定管理者の候補者の選定に当たり、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例及び大田原市指定管理者制度運用指針に基づき、指定管理者による管理を行うものとして、同条第2条の規定に基づき公募を行ったところであり、既に同施設の指定管理者であります特定非営利活動法人キャリアコーチから応募がありました。応募のありました団体につきまして、平成27年10月20日に開催されました、大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、タブレット補助資料167ページから196ページに掲載しております、資料の審査及びヒアリングを行いまして、選定基

準により採点が行われました結果、特定非営利活動法人キャリアコーチが指定管理者候補として決定したところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第106号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第106号 大田原市交流促進センター若杉山荘の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第107号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第7、議案第107号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 議案第107号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定につきましては、担当であります商工観光課長より説明を申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 議案第107号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターにおける指定管理者の指定につきましては、平成28年4月1日から新たに指定管理制度により管理をすることとしましたので、その指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地であります。一つは、大田原市郷土資料館くらしの館、所在地は大田原市黒羽向町1422番地1であります。もう一つは、大田原市黒羽ふるさと物産センター、所在地は同じく大田原市黒羽向町1422番地1であります。

指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、黒羽ふるさと物産センター組合、組合長理事、鈴木秀男、所在地は大田原市黒羽向町1422番地1であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

選定の経過を申し上げますと、指定管理者の応募者の選定に当たりましては、同組合は同施設の設置当初から中山間地域の農業所得の向上と地域の活性化並びに観光振興のため、管理運営を委託されておりますが、地域の住民のみずからが出資をして、みずからが運営を行う支援組織として地域に定着しております。

また、その運営管理も適切に行われており、これまで十分な成果も上げていることから、大田原市の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第5条及び同条施行規則第5条第1項第1号の規定に基づき同組合を指名したところであります。

平成27年10月9日に開催されました、大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、タブレットの補助資料210ページから224ページに掲載しております資料の審査及びヒアリングを実施し、選定基準表により採点が行われた結果、226ページのとおり黒羽ふるさと物産センター組合を指定管理者の候補者として決定したところであります。

選定理由につきましては、当該施設の設置目的を理解し、利用者向上に向けての具体的な提案がなされていることなどであります。

12月11日に管理運営業務等についての仮基本契約を締結いたしました。内容につきましては、227ページから232ページの管理運営業務仮基本契約書のとおりであります。指定管理料につきましては、229ページ、第7条のとおり大田原市が組合に支払う指定管理料はございません。

以上で議案第107号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第107号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第107号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第108号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第8、議案第108号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 議案第108号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定につきましては、担当であります商工観光課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 議案第108号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯における指定管理者の指定につきましては、現指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって満了となるため、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、一つは、大田原市湯津上温泉やすらぎの湯、所在地は大田原市湯津上5番地776であります。もう一つは、大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯で、所在地は大田原市堀之内674番地であります。

指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、有限会社魚鶴、代表取締役、齋藤光市、所在地は大田原市佐久山2048番地であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

選定の経過を申し上げますと、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、大田原市の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例及び大田原市指定管理者制度運用指針に基づき、引き続き指定管理者による管理を行うものとして、同条例第2条の規定に基づき公募をしたところであります。公募につきましては、市の広報及び市のホームページで周知を行いました。

募集要項の配布期間につきましては、8月3日から8月17日までとし、最終日の8月17日にやすらぎの湯及び五峰の湯において現地説明会を実施いたしました。現地説明会に参加した事業所は、有限会社魚鶴ほか北関東総合警備保障、NPO法人キャリアコーチの3事業所でした。現地説明会は、応募方法、応募書類、業務内容等についての説明を行いました。参加事業所からは過去3年間の利用者実績や施設利用等の詳細について、また年間の光熱水費等の支出状況についての質問がありました。応募締め切りは9月17日木曜日でしたが、最終的に応募があった事業所は、有限会社魚鶴1社のみでありました。

平成27年10月20日に開催されました大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、タブレットの補助資料235ページから252ページに掲載しております資料の審査及びヒアリングを実施し、選定基準表により採点が行われた結果、254ページのとおり有限会社魚鶴が指定管理者の候補者として決定したところであります。

選定の理由につきましては、当該施設を運営した実績を有していることや、当該施設の設置目的を理解し、利用者向上に向けた具体的な提案がなされていることなどとなっております。

12月11日に管理運営業務等についての仮基本契約を締結いたしました。内容につきましては、255ページから261ページの管理運営業務仮基本契約書のとおりであります。

257ページの第7条は、指定管理料の支払いについてであります。大田原市が有限会社魚鶴に対して支

払う指定管理料は、5年間の増額の限度が5億8,300万円であります。

以上で議案第108号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第108号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第108号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

以上で議案第104号を除く当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

議案第104号につきましては、先ほど申し上げましたように、あす午前10時より参考人出席のもと本第1会議室で行う予定になっております。当局の出席をお願いいたします。

当局の皆さん、ご苦労さまでした。

（当局退室）

◎建設産業常任委員会の閉会中の継続審査申し出について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第9、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットに記載の調査事件につきまして、議会閉会中の継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。各自内容を確認してください。

（内容確認）

○委員長（菊池久光君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

○委員長（菊池久光君） 以上で当委員会に付託された案件の審査は、議案第104号を残し、全て終了いたしました。

議案104号につきましては、先ほど申し上げましたとおり、あす12月17日午前10時より第1会議室において開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前11時31分 散会